

30年度 公文書開示状況（10月決定分） 教育庁

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
1	H30.8.2	H30.10.1	(1) 日野台高校校舎改修工事の東京都が各入札業者の為に提示しなければいけないのに、提示していない文書・資料等一式。 (2) 右記校舎改修工事の請負業者が作成した東京都へ提出した工事関連資料等(調査・状況報告書等)一式の内容につき東京都が採用した①調査、②工事内容 について記載された文書・資料・図面等の全て(決裁文書・回覧文書・その他意思決定にいたった全てのものを含む) (3) ①(2)で表示した文書等で東京都が他関係部署内で報告・協議した文書・資料のうち、既に保有していない文書・資料等の全て(決裁文書・回覧文書・その他意思決定にいたった全てのものを含む) ② 保有されていない場合には文書等の保有保存期間とともに、その具体的な理由根拠				1											請求に係る公文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため	東京都立日野台高等学校
2	H30.8.2	H30.10.1	都立日野台高等学校(H17)耐震補強工事 工事検査調査書	1	1														東京都立日野台高等学校
3	H30.8.2	H30.10.1	(1) 平成13年度都立日野台高等学校(13)耐震診断調査校舎② 特別教室棟報告書 (2) 都立日野台高等学校(H17)耐震補強工事 工事完了届	631		1				1	1							業者の社員名及び連絡先については、個人に関する情報の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む)であるため(7条2号) 印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため(7条4号) 学校の施設名及び教室名の一部については、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため(7条4号)	東京都立日野台高等学校
4	H30.8.2	H30.10.1	1 都立日野台高校の耐震上の安全対策として東京都が検討した対策を策定した文書・資料等(各種報告書・議事録・メモ等)回覧文書・決裁文書(意思決定に至る判断となるもの)の全て ① 平成13年から平成17年耐震補強工事完了まで ② 平成28年大規模改修工事中に発見された建物工場の構成員となる部材(柱本体・耐震上問題ない柱のモルタルの劣化は除く)の施工不良(ジャンカ)発生時から、補強工事完了まで。 2 (1) ①、②の文書が作成されたが、現在保有保存されていない場合、その保有保存期間。				1											請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	教育庁都立学校教育部高等学校教育課
5	H30.8.2	H30.10.1	都立日野台高等学校(27)改修工事写真 外壁改修工事 特別教室棟 内部施工状況	20	1														東京都立日野台高等学校
6	H30.8.2	H30.10.1	(1) 都立日野台高等学校(27)改修工事 報告書 (2) 都立日野台高等学校(27)改修工事 工事状況報告書 (3) 都立日野台高等学校(27)改修工事写真 外壁改修工事 特別教室棟内部施工前・後	155		1				1	1							業者の社員名及び連絡先については、個人に関する情報の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む)であるため(7条2号) 印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため(7条4号) 学校の施設名及び教室名の一部については、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため(7条4号)	東京都立日野台高等学校
7	H30.8.2	H30.10.1	都立日野台高等学校校舎改修工事における松尾・長井建設共同企業体が東京都に提出した文書・資料等(別紙)「工事状況報告書」(平成28年6月14日)について (1) 調査年月日がわかるもの				1											請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	東京都立日野台高等学校
8	H30.9.17	H30.10.1	平成30年3月22日付けの中学校等別評定割合(個表) 一都内公立中学校第3学年及び義務教育学校第9学年の平成29年12月31日現在の評定(調査書記載の評定)状況一調査対象625校(中等教育学校、義務教育学校を含む)のうち調査対象人員が40人以下の学校等を除いた573校(中学校名の記載があるもの)	14	1														教育庁都立学校教育部高等学校教育課
9	H30.8.3	H30.10.2	(1) 都立日野地区高等学校(仮称)新築工事 特別教室棟 構造計算書 (2) 平成13年度 教育庁耐震診断結果一覧 (特別教室棟) (3) 都立日野台高等学校(H17)耐震補強工事 工事検査調査	77	1														東京都立日野台高等学校

30年度 公文書開示状況（10月決定分） 教育庁

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号			
10	H30.8.3	H30.10.2	(1) 平成13年度都立日野台高等学校(13)耐震診断調査 校舎② 特別教室棟報告書 (2) 都立日野台高等学校(H17)耐震補強工事 工事完了届	631	1					1	1								業者の社員名及び連絡先については、個人に関する情報の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む)であるため(7条2号) 印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため(7条4号) 学校の施設名及び教室名の一部については、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため(7条4号)	東京都立日野台高等学校
11	H30.8.3	H30.10.2	都立日野台高等学校特別教室棟について (7)東京都は「現状では問題ないが・・・」と主張しながら当該特別教室棟の建物の構造体を構成する部材(柱本体)「ただし耐震性能に問題がない柱のモルタルの劣化は除く」補修工事を実施しました。これにかかわる、延長工事増額費用「補修工事費用延長に伴う本工事増額分(人件費・現場経費その他一切。)等の全て				1												請求に係る公文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため	東京都立日野台高等学校
12	H30.9.18	H30.10.2	(1)平成30年3月22日付(平成29年度)中学校等別評定割合(個表)一都内公立中学校第3学年及び義務教育学校第9学年の平成29年12月31日現在の評定(調査書記載の評定)状況一調査対象625校(中等教育学校、義務教育学校を含む)のうち調査対象人員が40人以下の学校等を除いた573校のうち、八王子市の中学校名のあるもの (2)平成29年3月23日付(平成28年度)中学校等別評定割合(個表)一都内公立中学校第3学年及び義務教育学校第9学年の平成28年12月31日現在の評定(調査書記載の評定)状況一調査対象626校(中等教育学校、義務教育学校を含む)のうち調査対象人員が40人以下の学校等を除いた576校のうち、八王子市の中学校名のあるもの (3)平成28年3月24日付(平成27年度)中学校等別評定割合(個表)一都内公立中学校第3学年及び義務教育学校第9学年の平成28年12月31日現在の評定(調査書記載の評定)状況一調査対象627校(中等教育学校、義務教育学校を含む)のうち調査対象人員が40人以下の学校等を除いた578校のうち、八王子市の中学校名のあるもの	6	1														教育庁都立学校教育部高等学校教育課	
13	H30.9.21	H30.10.2	都立豊多摩高等学校(29)空調設備改修工事 工事設計書・工事費総括書・工事総括書・種別内訳書・代価明細書・諸経費計算書・機器器具調書及び材料品調書	191	1														教育庁都立学校教育部管轄課	
14	H30.8.7	H30.10.5	平成13年度 教育庁耐震診断結果一覧(特別教室棟)	10	1														東京都立日野台高等学校	
15	H30.8.7	H30.10.5	平成13年度 教育庁耐震診断結果一覧(特別教室棟)	10	1														東京都立日野台高等学校	
16	H30.8.7	H30.10.5	日野台高校校舎改修工事関連の次の事項につき具体的なかつ客観的な理由根拠を提示下さい。 1.平成27年度大規模改修工事の計画策定時(特別教室棟)、2階部の建物の構造体を構成し、耐震上に影響を与える部材(柱本体)(耐震上に全く問題のない柱のモルタルの劣化は除く。)の調査内容の全ての文書・資料・図面・写真等(各種報告書・協議書・議事録・回覧文書・決裁文書等)の全ての証拠。				1												請求に係る公文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため	東京都立日野台高等学校
17	H30.8.7	H30.10.5	日野台高校校舎改修工事関連の次の事項につき具体的なかつ客観的な理由根拠を提示下さい。 既開示決定通知書(30日野台高第540号)により「コンクリート供試体圧縮強度試験報告書」が開示されています。 1.平成28年6月松尾・長井建設共同企業体が特別教室棟でジャンカを発見以来「2階部の建物の構造体を構成し、耐震上に影響を与える部材(柱本体)(耐震上に全く問題のない柱のモルタルの劣化は除く。)調査を実施(全ての外部機関を含む。)した全ての各種報告書・協議書・議事録・起案文(起用されたもの全て。)、写真の全ての証拠。 2.同右、東京都が調査(都の建築構造専門職調査を含む。)した全ての文書・資料・図面・写真等(各種報告書・協議書・議事録・回覧文書・決裁文書等)の全ての証拠。				1												請求に係る公文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため	東京都立日野台高等学校
18	H30.8.7	H30.10.5	(1)都立日野台高等学校(H17)耐震補強工事 工事検査調書 (2)都立日野台高等学校(27)改修工事 写真 外壁改修工事(特別教室棟外壁・3階内部柱)特別校舎棟 内部 施工状況	19	1														東京都立日野台高等学校	

30年度 公文書開示状況（10月決定分） 教育庁

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	存在 応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
19	H30.8.7	H30.10.5	(1) 平成13年度都立日野台高等学校(13)耐震診断調査 校舎② 特別教室棟報告書 (2) 都立日野台高等学校(H17)耐震補強工事 工事完了届 (3) 都立日野台高等学校(27)改修工事 写真 外壁改修工事(特別教室棟外壁・3階内部柱)特別教室棟 内部施工前・後 (4) 都立日野台高等学校(27)改修工事 工事状況報告書 (5) 都立日野台高等学校(27)改修工事 報告書	786		1					1	1							業者の社員名及び連絡先については、個人に関する情報の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む)であるため(7条2号) ・印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため(7条4号) ・学校の施設名及び教室名の一部については、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため(7条4号)	東京都立日野台高等学校
20	H30.8.7	H30.10.5	都立日野台高校大規模改修工事における施工不良(ジャンカ)発見時の東京都補修工事関連(調査内容等)資料一式。 (1) 柱(耐震上、問題のない柱のモルタルの劣化を除く。) (2) 壁 (3) 基礎 の全ての資料等一式全て。					1											請求に係る公文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため	東京都立日野台高等学校
21	H30.8.8	H30.10.5	1 都立日野台高等学校(13)耐震診断調査について受託者が作成し東京都に提出した文書・資料・図面等 (1) 都立日野台高等学校(13)耐震診断調査 調査実施計画書 (2) 設計委託契約書 (3) 委託着手届 (4) 代理人及び主任技術者通知書 (5) 技術者及び協力会社届 (6) 委託完了届 (7) 委託業務完了内訳書 (8) 都立日野台高等学校(13)耐震診断調査 校舎②(特別教室棟)報告書 2 都立日野台高等学校(H17)耐震補強工事について受託者が作成し東京都に提出した文書・資料・図面等 (1) 工事請負契約書 (2) 工事着手届 (3) 代理人及び主任技術者通知書 (4) 前払金等請求確認書 (5) 建設業退職金共済制度加入届 (6) 中間検査請求書 (7) 工事完了届 (8) 請求書 (9) 都立日野台高等学校(H17)耐震補強工事 工事施工写真 (10) 都立日野台高等学校(H17)耐震補強工事 竣功図	25		1					1	1	1						・業者の社員名については、個人に関する情報の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む)であるため(7条2号) ・金融機関名、支店名、預金種別、口座番号及び口座名義人については、法人の内部管理情報で、公にすることにより、競争上の地位又は事業運営上の地位が損なわれると認められるため(7条3号) ・印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため(7条4号) ・学校の施設名及び教室名の一部については、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため(7条4号)	東京都立日野台高等学校
22	H30.8.8	H30.10.5	日野台高校校舎改修工事関連の次の事項につき具体的かつ客観的な理由根拠を提示下さい。 別紙非開示決定通知書の日野台高校特別教室棟の次の事項について提示下さい。 1 校舎建築時 ①耐震性能(調査経過報告書 2 耐震補強工事 ①耐震補強工事調査結果報告書 ②構造計算書 ③耐震性能(調査)結果報告書 3 改修工事 ①事前調査報告書 ②構造計算書 ③耐震性能(調査)報告書 以上の 4 ① 1-① 2①・②・③ 3①・②・③の作成年月日 ② 同右の各保有・保存期間。					1											請求に係る公文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため	東京都立日野台高等学校
23	H30.8.8	H30.10.5	・東京都が所有する防災上重要な公共建築物の耐震性に係るリスト(新耐震基準【区分1】) ・東京都が所有する防災上重要な公共建築物の耐震性に係るリスト(旧耐震基準【区分1】)	2	1															教育庁都立学校教育部高等学校教育課

30年度 公文書開示状況（10月決定分） 教育庁

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	存在 応答 拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
24	H30.8.8	H30.10.5	「東京都立高等学校 教育課程編成基準・資料 増補版」(平成24年3月)	6	1															教育庁指導部管理課
25	H30.8.8	H30.10.5	東京都立高等学校転学・転入学募集要項	7	1															都立学校教育部高等学校教育課
26	H30.8.8	H30.10.5	東京都立のすべての高等学校及び中等教育学校後期課程の学校教育法施行規則28条2号の定める学則(学則、管理規定、校則等名称の如何を問わず、同号にいう「学則」として学校が備えるべき表簿の一切)					1												請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため 対象の学校は、別紙のとおり 教育庁総務部総務課
27	H30.8.8	H30.10.5	東京都立福生高等学校の決まり	7	1															東京都立福生高等学校
28	H30.8.8	H30.10.5	東京都立工芸高等学校(全日制) 学則 東京都立工芸高等学校(定時制) 学則	2	1															東京都立工芸高等学校
29	H30.8.8	H30.10.5	東京都立荒川工業高等学校 学則	1	1															東京都立荒川工業高等学校
30	H30.8.8	H30.10.5	東京都立小金井工業高等学校 学則	2	1															東京都立小金井工業高等学校
31	H30.8.8	H30.10.5	東京都立小山台高等学校 学則	5	1															東京都立小山台高等学校
32	H30.8.8	H30.10.5	東京都立小平高等学校 学則	4	1															東京都立小平高等学校
33	H30.8.8	H30.10.5	東京都立深川高等学校 学則	3	1															東京都立深川高等学校
34	H30.8.8	H30.10.5	東京都立杉並総合高等学校 学則	3	1															東京都立杉並総合高等学校
35	H30.8.8	H30.10.5	東京都立晴海総合高等学校 学則	2	1															東京都立晴海総合高等学校
36	H30.8.8	H30.10.5	東京都立浅草高等学校 学則	1	1															東京都立浅草高等学校
37	H30.8.8	H30.10.5	東京都立総合工科高等学校 学則	2	1															東京都立総合工科高等学校
38	H30.8.8	H30.10.5	東京都立足立西高等学校 学則	3	1															東京都立足立西高等学校
39	H30.8.8	H30.10.5	東京都立大江戸高等学校 学則	3	1															東京都立大江戸高等学校
40	H30.8.8	H30.10.5	学則(全日制)	3	1															東京都立大山高等学校
41	H30.8.8	H30.10.5	東京都立大島高等学校校則	3	1															東京都立大島高等学校
42	H30.8.8	H30.10.5	東京都立町田高等学校学則(定時制課程)	1	1															東京都立町田高等学校
43	H30.8.8	H30.10.5	東京都立東大和高等学校 学則	2	1															東京都立東大和高等学校
44	H30.8.8	H30.10.5	東京都立農芸高等学校 校則	3	1															東京都立農芸高等学校
45	H30.8.8	H30.10.5	東京都立八王子桑志高等学校の管理運営に関する規則(学則)	2	1															東京都立八王子桑志高等学校
46	H30.8.8	H30.10.5	東京都立八王子北高等学校 学則	4	1															東京都立八王子北高等学校
47	H30.8.8	H30.10.5	東京都立板橋高等学校学則	4	1															東京都立板橋高等学校
48	H30.8.8	H30.10.5	東京都立片倉高等学校 学則	1	1															東京都立片倉高等学校
49	H30.8.8	H30.10.5	東京都立練馬工業高等学校 学校生活	2	1															東京都立練馬工業高等学校
50	H30.8.8	H30.10.5	東京都立野津田高等学校学則	1	1															東京都立野津田高等学校
51	H30.8.8	H30.10.5	東京都立第五商業高等学校 学則	3	1															東京都立第五商業高等学校
52	H30.8.8	H30.10.5	東京都立大島海洋国際高等学校 学則	2	1															東京都立大島海洋国際高等学校
53	H30.8.8	H30.10.5	東京都立久留米西高等学校 学則	6	1															東京都立久留米西高等学校
54	H30.8.8	H30.10.5	東京都立葛飾商業高等学校 学則	2	1															東京都立葛飾商業高等学校
55	H30.8.8	H30.10.5	東京都立科学技術高等学校 学則	2	1															東京都立科学技術高等学校
56	H30.8.8	H30.10.5	学則(全日制課程) 東京都立園芸高等学校定時制課程学則	9	1															東京都立園芸高等学校
57	H30.8.8	H30.10.5	東京都立羽村高等学校 学則	2	1															東京都立羽村高等学校
58	H30.8.8	H30.10.5	東京都立北豊島工業高等学校 全日制 学則	3	1															東京都立北豊島工業高等学校
59	H30.8.8	H30.10.5	東京都立淵江高等学校 学則	3	1															東京都立淵江高等学校

30年度 公文書開示状況(10月決定分) 教育庁

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存在 応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号		
60	H30.8.9	H30.10.5	日野台高校校舎改修工事関連の次の事項につき具体的かつ客観的な理由根拠を提示下さい。 1 特別教室棟改修工事計画において、 (1) 東京都が所有する防災上重要な公共建築物の耐震性に係るリスト(新耐震基準「区分1」) (2) 同右(旧耐震基準「区分1」) 以上(1)・(2)を除く、建物解体・除却・再建築を選択しなかった、具体的かつ客観的な理由根拠に基づいた全ての証拠となる検討資料を提示下さい。以上					1										請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	教育庁都立学校教育部高等学校教育課
61	H30.8.9	H30.10.5	平成13年度 教育庁耐震診断結果一覧	10	1														東京都立日野台高等学校
62	H30.8.9	H30.10.5	日野台高校校舎改修工事関連の次の事項につき具体的かつ客観的な理由根拠。 (1) 特別教室棟で平成28年に発見された「建物の構造体を構成する部材(柱本体)(ただし耐震上問題のない柱のモルタルの劣化は除く)」の施工不良(ジャンカ等)につき、東京都は、平成28年11月に2度にわたって開催された「保護者説明会」(平成28年11月17日・平成28年11月27日)「PTA本部役員説明会」(平成30年6月16日)「保護者(PTA)説明会」(平成30年7月28日)の各説明及び提出資料で一切記載されていないが、大規模改修工事着手後、今日まで東京都が当該内容について部内・関係各部署・外部機関等に提出した全ての文書・資料・図面等(各種報告書・協議書・議事録等)の全ての証拠となるもの (2) 同様に「建物の構造体を構成する部材(壁面・基礎)(ただし耐震上問題のないモルタルの劣化等は除く。)」についても全ての証拠となるもの					1										請求に係る公文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため	東京都立日野台高等学校
63	H30.8.10	H30.10.9	(1) 都立日野台高等学校(仮称)54新築工事 特別教室棟 構造計算書 (2) 都立日野台高等学校(仮称)54新築工事 構造図	132	1														東京都立日野台高等学校
64	H30.8.10	H30.10.9	(1) 平成13年度 都立日野台高等学校(13)耐震診断調査 校舎②(特別教室棟)報告書 (2) 都立日野台高等学校(H17)耐震補強工事 竣工図	693		1					1	1						業者の社員名及び連絡先については、個人に関する情報の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む)であるため(7条2号) 印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため(7条4号) 学校の施設名及び教室名の一部については、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため(7条4号)	東京都立日野台高等学校
65	H30.8.10	H30.10.9	日野台高校校舎改修工事関連の次の事項につき具体的かつ客観的な理由根拠を提示下さい。 3 大規模補修設計計画時の ①構造計算書 ②構造図(建築確認通知書)					1										請求に係る公文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため	東京都立日野台高等学校
66	H30.8.10	H30.10.9	都立日野台高等学校(H17)耐震補強工事 工事検査調査書	1	1														東京都立日野台高等学校
67	H30.8.10	H30.10.9	(1) 平成13年度都立日野台高等学校(13)耐震診断調査 校舎② 特別教室棟報告書 (2) 都立日野台高等学校(H17)耐震補強工事 工事完了届	631		1					1	1						業者の社員名及び連絡先については、個人に関する情報の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む)であるため(7条2号) 印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため(7条4号) 学校の施設名及び教室名の一部については、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため(7条4号)	東京都立日野台高等学校
68	H30.8.10	H30.10.9	日野台高校校舎改修工事関連の次の事項につき具体的かつ客観的な理由根拠 (3) 特別教室棟の「建物構造体を構成する耐震上に影響を与える部材(柱本体)(ただし耐震上に影響のない柱のモルタルの劣化は除く。)」の施工不良(ジャンカ等)が発見された時の耐震性能を判定した全ての文書・資料・図面・写真等(各種報告書・協議書・議事録・起案文書等)の証拠。 (4) 特別教室棟の「建物構造体を構成する耐震上に影響を与える部材①壁面 ②基礎の「建物構造体を構成する耐震上に影響を与える部材(柱本体)(ただし耐震上に影響のない柱のモルタルの劣化は除く。)」の施工不良(ジャンカ等)が発見された時の耐震性能を判定した全ての文書・資料・図面・写真等(各種報告書・協議書・議事録・起案文書等)の証拠。					1										請求に係る公文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため	東京都立日野台高等学校

30年度 公文書開示状況（10月決定分） 教育庁

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等		
					一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号				
69	H30.8.10	H30.10.9	都立日野台高等学校（27）改修工事 工事状況報告書	9	1					1	1									業者の社員名及び連絡先については、個人に関する情報の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む）であるため（7条2号） 印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（7条4号）	東京都立日野台高等学校
70	H30.8.10	H30.10.9	日野台高校校舎改修工事関連の次の事項につき具体的かつ客観的な理由根拠を提示下さい。 2 同右、東京都が「建物の構造体を構成する耐震上に影響を与える部材（柱本体）の施工不良（ジャンカ等）（ただし耐震上に影響のない柱のモルタルの劣化は除く。）」が発見されたと称する。文書・資料・図面・写真等（各種報告書・協議書・起案文書等の全ての証拠を提示下さい。 3 特別教室棟の「建物の構造体の構成する部材（柱本体）（ただし耐震上、影響のない柱のモルタルの劣化を除く。）」についてPTA（保護者）に報告・説明した（説明資料・各種報告書・回答書・弁明書等）全ての証拠を提示下さい。				1													請求に係る公文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため	東京都立日野台高等学校
71	H30.8.10	H30.10.9	日野台高校校舎改修工事関連の次の事項につき具体的かつ客観的な理由根拠を提示下さい。 東京都が主張する特別教室棟の耐震上影響のある「建物の構造体を構成する部材（柱本体）（ただし耐震上問題のない柱のモルタルの劣化は除く。）」の施工不良（ジャンカ等は除く）につき平成27年10月に大規模改修工事着手後平成28年6月に松尾・長井建設共同企業体の報告によって初めて知り得て、大規模改修工事計画段階では、「全く想定していなかった。」と保護者達に説明しています。 1 前記表明している「施工不良（ジャンカ等）を全く想定していなかった。」という事実につき、全ての証拠となる文書・資料・図面・写真等（各種報告書・協議書・議事録・回覧文書・起案文等）を提出下さい。 ①建築時完了届等 ②平成13年度耐震補強設計計画時 ③同右工事完了時 ④平成27年大規模改修設計計画時 2 「建物の構造体を構成する部材 ①壁 ②基礎 について前記1-①・②・③・④の各時期の「施工不良（ジャンカ等）を全く想定していなかった。」という事実につき、全ての証拠となるもの。これらを具体的に提示下さい。 以上				1													請求に係る公文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため	東京都立日野台高等学校
72	H30.10.5	H30.10.11	下記工事の金入り設計書一式（図面除く） 都立向丘高等学校（29）校庭改修その他工事 都立両国高等学校（29）校庭改修工事 都立山崎高等学校ほか1校（29）校庭改修その他工事	203	1																教育庁都立学校教育部営繕課
73	H30.10.5	H30.10.11	下記工事の金入り工事設計書（図面除く） 都立国際高等学校（29）環境整備工事 都立桜町高等学校（29）校庭改修その他工事（その3） 都立浅草高等学校（29）校庭改修工事	248	1																教育庁都立学校教育部営繕課
74	H30.10.9	H30.10.11	都立葛飾野高等学校（30）防球網及び多目的コート改修工事 設計書（工事費総括書、工事総括書、種別内訳書、代価明細書、機械器具調査、材料品調査、諸経費計算書）	60	1																教育庁都立学校教育部営繕課
75	H30.10.9	H30.10.11	都立豊多摩高等学校(30)校庭改修その他工事 工事費総括書、工事総括書、種別内訳書、代価明細書、諸経費計算書、設計書総括情報表、機械器具調査、材料品調査、特記仕様書、設計図	225	1																教育庁都立学校教育部営繕課
76	H30.10.2	H30.10.16	(1) 平成29年度利用廃止資料リスト（中央図書館情報サービス課） (2) 平成29年度利用廃止資料リスト（多摩図書館）	9	1																東京都立中央図書館管理部総務課

30年度 公文書開示状況（10月決定分） 教育庁

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	存在応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
77	H30.10.2	H30.10.16	(1)新高等学校教育課程東京都公開説明会（平成30年9月4日実施） 質問と回答及び要望と対応 (2)平成29年11月30日付29教指高第705号「平成30年度都立高等学校教育課程届出様式の送付について（通知）」 (3)平成30年7月31日付事務連絡「平成30年度 高等学校新教育課程説明会資料（中央説明会）移行措置関係資料（案）の写し等の送付について」 (4)平成30年5月10日付30教指高第147号「宿泊防災訓練等における関係機関との連携した防災講和の実施について（通知）」 (5)平成30年6月14日付30教指高第301号「宿泊防災訓練等における関係機関と連携した防災講和を実施する学校の決定について（通知）」 (6)平成30年9月14日付30教指企第900号「合同防災キャンプ2018」事後研修の実施について（通知）」 (7)合同防災キャンプ2018事後研修 配布資料 (8)合同防災キャンプ2018事後研修 司会台本 (9)平成30年7月10日付事務連絡「全国武道指導者研修会 開催要領などの送付について（案内）」 (10)平成30年3月28日付事務連絡「平成30年度全国武道指導者研修会の開催について」 (11)平成29年12月13日付29教指企第1270号「平成29年度武道等指導充実・資質向上支援事業「全国連絡協議会」の開催について（案内）」 (12)平成29年7月4日付事務連絡「第5回全国合気道指導者研修会及び第4回全国銃剣道指導者研修会開催要項等の送付について（案内）」 (13)平成29年4月6日付事務連絡「平成29年度全国武道指導者研修会の開催について」	67	1														教育庁指導部管理課
78	H30.10.2	H30.10.16	1 「この〔1〕〔2〕について、都教委が都立高校の（副）校長を含む教員にタイムス等で発信した文書（高指課内で検討中の文書や裁決したばかりの文書を含む）」のうち、〔2〕に係る文書 2 〔2〕については、都教委が自衛隊や銃剣道の関係団体とやり取りした文書 3 月刊『武道』2017年1月号の166頁、2018年1月号の21頁には、武道9種目の周知徹底を目的とする「中学校武道必修化指導書（3巻・DVD付）」を、全国1万余の中学校と、都道府県市区市町村教委に“無償配布”した、と記述がある。 ○この指導書やDVDに関し、都教委や都立中・高の（副）校長会、都教委主催の区・市の指導室課長会議で、（1）その指導内容を検討（2）教員への周知（安全面を含む）（3）保護者・地域への周知（4）その他 について、協議・検討したり、通知したりした文書の開示を ○ この指導書とDVDそのものの開示を。 4 2018年1月以降、本日までには宿泊防災訓練と防災講話について、都教委（指導部）が防衛省、自衛隊に連携して、出した文書 5 上記「4」に関し、都教委内で自衛隊を招いたり、自衛隊とやりとりした文書（パネルを借りることを含む）。 6 前記「1」の月刊『武道』17年4月号157頁は、学習指導要領改訂での文科省のバブコメに応募するよう、全日本銃剣道連盟が呼びかけた旨、記している。 7 『武道』17年1月号20頁の中段の小池百合子氏の発言に関し、都教委が対応した（中・高対象に働きかけた）文書（銃剣道に限定） 8 1～7とも会議録があればそれも開示ください。				1											請求に係る公文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため	教育庁指導部管理課
79	H30.10.2	H30.10.16	平成30年9月20日付30教職第1481号 平成30年度校務改善推進事業発表会の開催について（通知）	1	1													教育庁人事部職員課	
80	H30.10.4	H30.10.18	「平成29年度 児童・生徒の学力向上を図るための調査報告書」資料編・区市別の調査結果（254頁～271頁）の全てのヒストグラムを作成するために用いられている全ての電子的データ（Excel形式）			1									1			「児童・生徒の学力向上を図るための調査」実施要項（以下「要項」という。）第6条に調査結果の利用の制限について定めており、「都教育委員会、区市町村教育委員会及び学校は、調査により取得した情報を第1条の目的以外には使用しない。」としているため。 また、当該情報が公になると、要項第1条の目的以外の用に供されるため、関係機関との信頼関係を損ねることとなり、同様の調査等が必要な場合において、率直な意見又は正確な情報収集が困難になる等、関係機関と連携して行う事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、非開示とする。（7条6号）	教育庁指導部管理課
81	H30.10.5	H30.10.18	●●●●及び関係人に対して行われた処分等に関する全ての文書						1	1								本件請求の内容は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため、東京都情報公開条例第7条第2号の非開示情報に該当する。 本件請求に関しては、本件請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、前記のとおり同条例第7条第2号に該当する非開示情報を開示することとなるため、同条例第10条により文書の存在を明らかにしないで非開示とする。	教育庁人事部職員課

30年度 公文書開示状況 (10月決定分) 教育庁

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号		
82	H30.10.10	H30.10.19	平成30年3月22日付(平成29年度)中学校等別評定制合(個表)一都内公立中学校第3学年及び義務教育学校第9学年の平成29年12月31日現在の評定(調査書記載の評定)状況一調査対象625校(中等教育学校、義務教育学校を含む)のうち調査対象人員が40人以下の学校等を除いた573校のうち、日野市の中学校名のあるもの	2	1														教育庁都立学校教育部高等学校教育課
83	H30.10.11	H30.10.19	平成30年3月22日付(平成29年度)中学校等別評定制合(個表)一都内公立中学校第3学年及び義務教育学校第9学年の平成29年12月31日現在の評定(調査書記載の評定)状況一調査対象625校(中等教育学校、義務教育学校を含む)のうち調査対象人員が40人以下の学校等を除いた573校	14	1														教育庁都立学校教育部高等学校教育課
84	H30.10.11	H30.10.19	都立城南特別支援学校(30)外壁改修工事工事設計内訳書	12	1														教育庁都立学校教育部営繕課
85	H30.8.23	H30.10.22	(1)平成31年度使用教科書の選定理由書(様式2) (2)平成30年度オリンピック・パラリンピック教育推進のための教員研修会及び進行原稿	18	1														教育庁指導部管理課
86	H30.8.23	H30.10.22	(1)平成29年度使用 都立田無工業高等学校用 教科書 調査票(科目 日本史A) (2)平成29年度使用 都立田無工業高等学校用 教科書 調査票(科目 現代社会)	1	1														東京都立田無工業高等学校
87	H30.8.23	H30.10.22	平成31年度使用 都立大島高等学校用 教科書 調査票	4	1														東京都立大島高等学校
88	H30.8.23	H30.10.22	(1)平成29年度使用 都立蔵前工業高等学校 学校用 教科書 調査票 (2)平成29年度使用 都立蔵前工業高等学校 学校用 教科書 調査票 (3)平成29年度使用 都立蔵前工業高等学校定時制日本史教科書 調査票① (4)平成29年度使用 都立蔵前工業高等学校定時制現代社会教科書 調査票④	3	1														東京都立蔵前工業高等学校
89	H30.8.23	H30.10.22	(1)平成29年度使用 都立秋留台高等学校用 教科書調査票 (2)平成30年度使用 都立秋留台高等学校用 教科書調査票	1	1														東京都立秋留台高等学校
90	H30.8.23	H30.10.22	(1)平成29年度使用 都立学校用 教科書 調査票(日本史A) (2)平成29年度使用 都立学校用 教科書 調査票(現代社会) (3)平成29年度使用 都立学校用 教科書 調査票(政治・経済)	1	1														東京都立園芸高等学校
91	H30.8.23	H30.10.22	(1)平成30年度使用 都立大泉校高等学校用 教科書 調査票 (2)平成29年度使用 都立大泉校高等学校用 教科書 調査票	3	1														東京都立大泉校高等学校
92	H30.8.23	H30.10.22	(1)平成30年度使用 都立学校用 教科書 調査票(日本史B、現代社会、政治・経済) (2)平成29年度使用 都立学校用 教科書 調査票(日本史B、現代社会、政治・経済)	1	1														東京都立小笠原高等学校
93	H30.10.11	H30.10.23	(1)都立光丘高等学校(30)空調設備改修工事 (2)都立大江戸高等学校(29)特別教室空調設備改修工事 上記(1)及び(2)の特記仕様書、諸経費計算書	38	1														教育庁総務部教育政策課
94	H30.10.19	H30.10.23	都立石神井特別支援学校(30)体育館空調設備改修工事 工事設計内訳書	21	1														教育庁都立学校教育部営繕課
95	H30.10.16	H30.10.24	旅行命令・依頼簿(内国旅行)	1	1														東京都立工芸高等学校
96	H30.10.11	H30.10.25	東京都教職員八丈(大賀郷第一)住宅(30)改修電気設備工事(その2) 工事費総括書、工事総括書、種別内訳書、代価明細書、諸経費計算書	47	1														教育庁都立学校教育部営繕課

30年度 公文書開示状況（10月決定分） 教育庁

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					一部開示	非開示	不存在	存在 応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
97	H30.10.11	H30.10.25	1 「幼少の一層の円滑な接続を図るための教育課程の研究開発委員会」について 1-1 この中間報告に至る「研発委」の素案や配布資料で“君が代”を入れていたもの。 1-2 教委報告資料(2)の「6今後の取り組み」の(1)の3つの調査と(2)の研究・開発する教育課程例を含む、「今後の取組」において“君が代”を実施又は文字を入れる予定しているもの。 1-3 都教委が幼・小の校(園)長会や都議・国会議員ら日本会議系政治団体と、幼少の教育に“君が代”を入れるか否かでやりとりした文書一式。 3 会議録。(「君が代」「国旗国歌」について記載されたページとその前後のページ及び1ページ目に限る。)				1										請求に係る公文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため	教育庁指導部管理課	
98	H30.10.11	H30.10.25	2 本日の教委定例会前後の秘密会と懇談会で「1」の幼少での“君が代”について密室審議した際の配布資料と会議録。 *上記の請求対象は「幼稚園教育要領(解説)(2017年発行)」も含む				1										請求に係る公文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため	教育庁総務部教育政策課	
99	H30.10.11	H30.10.25	(1)都立墨田特別支援学校(30)空調設備改修工事 (2)都立青島特別支援学校(30)空調設備改修工事 (3)都立秋留台高等学校(30)空調設備改修工事 (4)東京都教職員研修センター(30)空調設備改修工事 (5)都立石神井高等学校(30)空調設備改修工事 (6)都立足立特別支援学校(30)空調設備改修工事 (7)都立武蔵高等学校(30)空調設備改修工事 (8)都立多摩工業高等学校(30)空調設備改修工事 (9)都立高島特別支援学校(30)空調設備改修工事 上記(1)～(9)までの工事設計内訳書、別紙明細書、共通費算定書及び見積比較表	457	1													教育庁都立学校教育部管轄課	
100	H30.8.27	H30.10.26	日野台高校校舎改修工事関連の次の事項につき具体的かつ客観的な理由根拠 (1)平成17年耐震補強工事完了時の ①「建物構造体を構成する部材(柱本体)(ただし耐震上問題のない柱のモルタル劣化は除く。)、②基礎、③壁の「コンクリート中性化」検査(調査)結果 (2)「同施工不良(ジャンカ等)(ただし耐震上問題のない柱のモルタルの劣化は除く)発見時の ① 柱、②基礎、③壁のコンクリート中性化」検査(調査)結果 (3) 同右施工不良(ジャンカ等補修工事完了時の)(ただし問題のない柱のモルタルの劣化は除く。) ①柱、②基礎、③壁の「コンクリート中性化」検査(調査)結果 以上1～3全ての具体的かつ客観的な理由・根拠(数値・データ)に基づく全証拠				1										請求に係る公文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため	東京都立日野台高等学校	
101	H30.8.29	H30.10.26	(1) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 建築工事監理指針 (2) 都立日野台高等学校(27)改修工事写真 特別校舎棟 内部 施工状況	22	1													東京都立日野台高等学校	
102	H30.8.29	H30.10.26	(1) 都立日野台高等学校(27)改修工事 工事状況報告書 (2) 都立日野台高等学校(27)改修工事 報告書 (3) 都立日野台高等学校(27)改修工事写真 特別校舎棟 内部 施工前・後	155	1					1	1						業者の社員名及び連絡先については、個人に関する情報の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む)であるため(7条2号) 印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため(7条4号) 学校の施設名及び教室名の一部については、犯罪の予防その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため(7条4号)	東京都立日野台高等学校	
103	H30.10.16	H30.10.26	①平成29年中学校等別評定割合(個表) <平成29年12月31日現在の評定(調査書記載の評定)状況> ②平成28年中学校等別評定割合(個表) <平成28年12月31日現在の評定(調査書記載の評定)状況> ③平成27年中学校等別評定割合(個表) <平成27年12月31日現在の評定(調査書記載の評定)状況>	42	1													教育庁都立学校教育部高等学校教育課	

30年度 公文書開示状況（10月決定分） 教育庁

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分			(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					一部開示	非開示	存在不存	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号			
104	H30.10.16	H30.10.30	2010年●●中学校における事件の原因の究明への対応について					1										<p>本件請求の内容は、個人の事故に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を侵害するおそれがあるため、東京都情報公開条例第7条第2号の非開示情報に該当する。</p> <p>本件請求に関しては、本件請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、前記のとおり同条例第7条第2号に該当する非開示情報を開示することとなるため、同条例第10条により文書の存在を明らかにしないで非開示とする。</p>	東京都多摩教育事務所管理課
105	H30.10.22	H30.10.31	(1) 教科別使用教材一覧（様式3） (2) 平成30年度 中学校用教科書調査員名簿（別紙1） (3) 平成30年度 中等一貫校用教科書調査員名簿（別紙1）及び高等学校用教科書調査員名簿（別紙2）	2378	1													教育庁指導部管理課	